

第八十三回国 参議院社会労働委員会会議録第一号

昭和五十二年十二月八日(木曜日)
午後二時四十六分開会

委員氏名
委員長 上田 哲君
理事 佐々木 満君
理事 玉置 和郎君
理事 浜本 万三君
理事 小平 芳平君
理事 浅野 拡君
理事 石本 茂君
理事 遠藤 政夫君
理事 亀長 友義君
理事 斎藤 十朗君
理事 徳永 正利君
理事 福島 茂夫君
理事 真鍋 賢二君
理事 森下 泰君
理事 高杉 勉忠君
理事 広田 幸一君
理事 安恒 良一君
理事 渡部 通子君
理事 小笠原貞子君
理事 柄谷 道一君
理事 下村 泰君

委員の異動
十二月七日 辞任 徳永 正利君
補欠選任 成相 善十君
十二月八日 辞任 福島 茂夫君
補欠選任 坂野 重信君

出席者は左のとおり。

委員長 上田 哲君
理事 佐々木 満君
玉置 和郎君
浜本 万三君
小平 芳平君

委員 浅野 拡君
石本 茂君
遠藤 政夫君
亀長 友義君
斎藤 十朗君
坂野 重信君
成相 善十君
真鍋 賢二君
森下 泰君
高杉 勉忠君
広田 幸一君
安恒 良一君
渡部 通子君
小笠原貞子君
柄谷 道一君
下村 泰君

衆議院議員
社会労働委員長 橋本龍太郎君
修正案提出者 齊藤滋与史君

国務大臣 厚生大臣 小沢 辰男君
労働大臣 藤井 勝志君

政府委員 厚生政務次官 戸井田三郎君
厚生大臣官房長 山下 眞臣君
厚生省医務局長 佐分利輝彦君
厚生省保険局長 八木 哲夫君

社会保険庁医療 岡田 達雄君
保険部長 向山 一人君
労働政務次官 石井 甲二君
労働大臣官房長 細野 正君
労働省職業安定 局長 今藤 省三君
事務局側 常任委員会専門員

本日の会議に付した案件

- 調査承認要求に関する件
- 特定不況業種離職者臨時措置法案(衆議院提出)
- 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案(衆議院提出)
- 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 小委員会の設置に関する件
- 継続調査要求に関する件

○委員長(上田哲君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十一月二十六日、熊谷弘君、鈴木正一君、藤川一秋君及び成相善十君が委員を辞任され、その補欠として徳永正利君、丸茂重貞君、福島茂夫君及び石本茂君がそれぞれ選任されました。また十二月五日、丸茂重貞君が委員を辞任され、その補欠として斎藤十朗君が選任されました。

また昨七日、徳永正利君が委員を辞任され、その補欠として成相善十君が選任されました。また本日、福島茂夫君が委員を辞任され、その補欠として坂野重信君が選任されました。

○委員長(上田哲君) 調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査を行うこととし、これら二件の調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(上田哲君) この際、小沢厚生大臣及び藤井労働大臣から発言を求められておりますので、順次これを許します。小沢厚生大臣。
○国務大臣(小沢辰男君) 社会労働委員会の御審議に先立ちまして、一言、就任のごあいさつを申し上げます。

わが国は、今日、内外にわたり多くの課題に直面しておりますが、国民のすべてが健康で豊かな生活を送れる政治を行うことは、一層重要な国政の課題になっており、国民の健康と福祉を守る厚生行政は重大な責任を担うべきものであると考えます。

現在、厚生行政は多くの課題を抱えておりますが、特に医療保険制度については、最近の経済情勢、医療費の増加傾向等にかんがみると、制度全般にわたって基本的見直しが必要な時期に来ていると考えます。しかしながら、政府管掌健康保

險を初めとする医療保険の財政は、現在すでにきわめて窮迫した状況にあり、制度の運営にも支障を生じかねない状態となつてきております。このため、今国会において健康保険制度の当面の円滑な運営を図るための法案を提案申し上げており、その速やかな成立をお願いする次第であります。

医療保険制度全般にわたる基本的見直しについては、この法案の成立を待って逐次実施に移していく所存であります。また、来るべき高齢社会における社会保障の中核となる年金制度につきましても、近年大幅な年金水準の改善を図つてまいりましたが、今後も年金制度に寄せられる期待にこたえていくため、その改善充実を図つていく考えであります。

このほか、保険医療の面ではこれまでの治療中心の施策にとどまらず、積極的な疾病予防、健康増進にも重点を置いた施策の充実、食品、医薬品の安全対策の推進、老人の特性を考慮した総合的、包括的な老人保健医療対策の推進などを強力に推し進めてまいりたいと考えております。

また、心身障害児・者、母子家庭等の方々や、老人、児童に対する福祉対策の充実、水道、廃棄物処理施設などの快適な環境をつくるための施設の整備についても、積極的に推進してまいり所存であります。

このほか、厚生行政の課題は山積いたしておりますが、そのいずれをとりましても、国民一人一人の日常生活に密着した重要な問題でありますので、皆様の御鞭撻を得ながら努力をしてまいり所存でありますので、何とぞ絶大な御協力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつにいたします。(拍手)

○委員長(上田哲君) 続いて藤井労働大臣。○國務大臣(藤井勝志君) このたび、内閣改造により労働大臣に就任いたしました藤井勝志でございます。○委員長(上田哲君) 特定不況業種離職者臨時措置法案及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案を一括して議題といたします。

労働行政にとつて現在最も重要な課題は、厳しい経済情勢のもとでの雇用の安定であると考えます。このため、すでに本年十月一日から発足した雇用安定資金制度を活用し、積極的に失業の予防に努めるとともに、積極的な求人開拓と適切な就職指導、機動的な職業訓練の実施等により、離職者の円滑な再就職の促進を図つてまいりたいと存じます。

構造不況業種からの離職者対策につきましても、現行の制度を活用して、失業の予防と離職者の再就職の促進に努めていくところであります。今後万全を期する所存でございます。

今後の経済情勢には、十月以来の円高の影響等により一層厳しいものが見込まれます。このような情勢の中で雇用の安定を推進していくためには、経済政策、産業政策との密接な連携のもとに、雇用政策を強力に推進していくことが必要でございます。私は内閣の一員として、他の閣僚とともに困難な現況を乗り切るために全力を尽くす所存でございますので、委員各位の格段の御鞭撻と御協力をお願いいたします。就任のごあいさつといたします。(拍手)

○委員長(上田哲君) 次に、戸井田厚生政務次官及び向山労働政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。戸井田厚生政務次官。

○政府委員(戸井田三郎君) このたび、厚生政務次官に就任いたしました戸井田三郎であります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○委員長(上田哲君) 続いて向山労働政務次官。○政府委員(向山一人君) 今回、労働政務次官に任命されました向山一人でございます。何とぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○委員長(上田哲君) 特定不況業種離職者臨時措置法案及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案を一括して議題といたします。

まず、提出者、衆議院社会労働委員長橋本龍太郎君から、両案について順次趣旨説明を聴取いたします。橋本君。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました特定不況業種離職者臨時措置法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

最近における雇用失業情勢は、経済基調の變化、国際経済環境の變化、長期にわたる不況などの経済的事由により、一段と厳しい状況にありま

す。このため、景気の早期かつ確実な回復を目指す総合的な経済対策が進められている一方、雇用対策についても必要な措置が講ぜられていないと

あり、深刻な事態に直面している業種が少なくない現状に

あります。これらの不況業種の事業分野においては、事業規模の縮小等が行われ、一時に多数の離職者が発生する

ことが見込まれるため、失業の予防、再就職の促進等について特別の措置を講ずることが、

当面の緊急課題となっております。このように問題に対処するため、特別の法律を制定すべく鋭意検討を進めてきたところでありますが、ここに本案を作成し提出するに至つた次第であります。

は、労働組合などの意見を聞き、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないことといたしております。

第四に、特定不況業種の労働者の失業を予防するため、再就職援助等に関する計画について公共職業安定所長の認定を受けた事業主に対しては、雇用安定事業の事業転換等雇用調整事業を行うことといたしております。

第五に、一年以上の継続雇用等一定の要件に該当する特定不況業種離職者に対し求職手帳を発給し、就職促進指導官による就職指導を行うとともに、その者の再就職の促進を図るため、就職促進手当、訓練手当など各種の給付金を支給することといたしております。

第六に、特定不況業種離職者の雇用機会を増大するため、手帳所持者を常用労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給するとともに、公共事業の計画実施者等に対する特定不況業種離職者の雇入れの促進についての配慮の要請など、必要な措置を講ずることといたしております。

第七に、四十歳以上である手帳所持者等であつて、一定の要件に該当するものに対する雇用保険または船員保険の個別延長給付の日数は、現行の日数に三十日を加え、九十日といたすこととしております。

第八に、この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行し、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失ふことといたしております。

なお、昭和五十二年十二月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者について、所要の経過措置を定めることといたしております。

以上が、この法律案の内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。次に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案について、その提案の理由を御

説明申し上げます。

漁業離職者に対する雇用対策としては、従来から漁業再建整備特別措置法や雇用対策法に基づき必要な措置が講じられているところであり、最近における漁業をめぐる国際環境は、二百海里問題等を中心に急激に変化いたしております。このような状況下において、国際協定の締結等がなされ、これに伴って実施される漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれております。このため、これら離職者の再就職の促進等について特別の措置を講ずることが、当面の緊急課題となっております。

このような問題に対処するため、特別の法律を制定すべく鋭意検討を進めてきたところでありますが、ここに本案を作成し提出するに至った次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律の対象となる「特定漁業」は、国際協定の締結などにより緊急に漁船の隻数を縮減することを余儀なくされ、これに伴い一時に相当数の離職者が発生する業種として政令で指定することといたしております。

第二に、漁業離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練について、特別の措置を講ずることといたしております。

第三に、離職の日が一定期間内にあること、一定期間以上特定漁業に従事していたこと等の要件に該当する漁業離職者に対して漁業離職者求職手帳を発給し、就職指導等を行うとともに、その者の再就職の促進を図るため、就職促進手当、訓練手当等各種の給付金を支給することといたしております。

第四に、公共事業の計画実施者等に対し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができることといたしております。

第五に、船員となろうとする漁業離職者に関する本法の適用について、特例その他の措置を講ずることといたしております。

第六に、四十歳以上である手帳所持者であつ

て、一定の要件に該当するものに対する船員保険の個別延長給付の日数は、現行の日数に三十日を加え、九十日としたことといたしております。

第七に、この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行し、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失うことといたしております。

以上が、この法律案の内容の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(上田哲君) 以上をもって、趣旨説明の聴取は終わりました。これより質疑に入りますが、別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに本案の採決に入ります。

○委員(長上田哲君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、小平君から発言を求められておりますので、これを許します。小平君。○小平芳平君 私、ただいま可決されました特定不況業種離職者臨時措置法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブ共同提案による附帯決議案を提出いたします。

特定不況業種離職者臨時措置法案に対する附帯決議(案) 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、長期にわたる深刻な雇用失業情勢の下において、特定不況業種離職者等の再就職の促進及び生活の安定に万全を期するため、特定不況業種の指定に当たっては、立法の趣旨を十分

分に生かし、経済の実情に即応して弾力的に行うこと。

二、就職促進手当、訓練手当等の給付金の増額について、来年度予算の実施を期し、一層努力すること。

三、中小零細企業からの離職者についてもこの法の特別措置の適用から漏れることのないよう行政指導に努めること。

四、再就職援助等の計画の認定等に当たつては、労働者の就業状況及び企業経営の実情を勘案し、弾力的に対処すること。

五、本法の円滑かつ実効ある運営を図るため、定員増を含め、行政の実施体制を充実強化すること。

右決議する。以上でございます。

○委員長(上田哲君) ただいま小平君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を求めます。

○委員(長上田哲君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

きものと決定いたしました。

この際、高杉君から発言を求められておりますので、これを許します。高杉君。○高杉忠忠君 私は、ただいま可決されました国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブ、共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案に対する附帯決議(案) 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、先の日ソ漁業協定による北洋漁業離職者についても、本法の適用について特別の配慮をすること。

二、漁業離職者求職手帳の発給に係る離職日前の在職要件については、作業員等漁業の実態を考慮して措置すること。

三、就職促進手当の受給年齢、その他給付金の支給については、特定不況業種離職者臨時措置法案との均衡及び漁業の実態を考慮して措置すること。

右決議する。以上であります。

○委員長(上田哲君) ただいま、高杉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を求めます。

した国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案に対する附帯決議につきましては、政府といたしましてはその趣旨を尊重いたしまして、これが実現に努力してまいる所存でございます。

○上田哲君 なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(上田哲君) 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。小沢厚生大臣。

○國務大臣(小沢厚生大臣) ただいま議題となりました健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

医療保険制度につきましては、昭和四十八年の改正により大幅な給付改善と保険財政の健全化のための諸施策が講じられ、また、昭和五十一年には社会経済情勢の変動に対応したスライド的な改正が行われたところであります。

しかしながら、医療保険をめぐる諸情勢は一層の厳しさを加え、各制度ともその財政状況は逐年悪化の傾向にあります。保険料収入については、かつてのような大幅な伸びが期待できない反面、医療の高度化、人口構造の老齢化の進展等により、保険給付費は今後も増加の傾向を示すものと思われま。

政府は、このような社会経済情勢のもとにおける医療保険の給付のあり方とこれを支える費用負担のあり方の両面にわたっての全般的な検討を急ぎ、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしておりますが、健康保険の財政は、現在すでにきわめて窮乏した状況にあり、制度の運営にも支障を生じかねない状態となっております。

このような事情を考慮し、政府は、臨時応急的な財政対策など健康保険の当面の円滑な運営と内容の充実を図るために必要な措置を講ずることとし、第八十回国会に健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案を提出し、御審議をわずらわしたのであります。前国会において審議未了となり、成立を見るに至りませんでした。

しかしながら、健康保険の財政は、極度に窮乏しており、一日も早く臨時応急の財政対策の実施を必要とする状況でありますので、ここに再度この法律案を提案し、御審議を願うこととした次第であります。

以下この法律案の内容について概略を御説明いたします。

まず、健康保険法の改正について申し上げます。

第一は、標準報酬の上限の改定であります。最近における給与の実態にかんがみ、被保険者の保険料負担の公平を図る見地から標準報酬の上限を現行三十二万円から三十八万円に改定するものであります。

第二は、賞与等についての特別保険料の徴収であります。政府管掌健康保険においては、その窮乏した財政状況に対処するため、当面の臨時応急の措置として、健康保険制度全般に関する速やかなる検討により必要な措置が講ぜられるまでの間、被保険者の受ける賞与等を対象に、その二割を事業主及び被保険者の折半により特別保険料として徴収することとしております。

また、健康保険組合につきましては、規約の定めるところにより、料率は二割の範囲内、被保険者負担分はその二分の一以下の範囲内で政府管掌健康保険の場合と同様の特別保険料を徴収できることとしております。

第三は、一部負担金の額の改定であります。現行一部負担金の額は、昭和四十二年以来十年間にわたって据え置かれておりますが、その間医療費、所得等が大幅に伸びていることにかんがみ、初診時一部負担金の額を現行二百円から七百元

に、入院時一部負担金の額を現行一日当たり六十円から二百円に改定することとしております。なお、継続療養を受ける者の入院時一部負担金の額は、一日当たり三十円から百円とすることとしております。

第四は、傷病手当金の支給期間の延長であります。被保険者の強い要望等を考慮いたしまして、現行六カ月を一年六カ月に延長することとしております。

次に、船員保険法の改正について申し上げます。

第一に、標準報酬の上限の改定であります。現行三十四万円から三十八万円に改定することとしております。

第二に、一部負担金につきましては、初診時一部負担金の額を健康保険と同様に現行二百円から七百元に改定することとしております。

なお、この法律は、昭和五十三年一月一日から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。この法律案につきましては、衆議院において、特別保険料の徴収規定及び初診時一部負担金の額に関する修正が行われたほか、国民健康保険組合に対する国庫補助規定について改正を行う修正が行われたところであります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(上田哲君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者、衆議院議員齊藤滋与史君から説明を聴取いたします。齊藤君。

第三に、健康保険制度については、その全般に關する速やかな検討により、この法律の施行後三年を目途として必要な措置が講ぜられるものとし、その必要な措置が講じられるまでの間、特別保険料を徴収できるものとする。

第四に、政府管掌健康保険の特別保険料の料率を千分の二十から千分の十に引き下げ、被保険者負担分の五分の二を当分の間免除し、免除された額に相当する額を国庫が補助すること。

第五に、健康保険組合の特別保険料の料率を千分の二十の範囲内から千分の十の範囲内とする。

第六に、国民健康保険組合に対する国の補助を、組合の財政力等を勘案して、療養の給付費等の額の百分の四十に相当する額に達するまでの範囲内において増額することができるとし、昭和五十三年四月一日から施行すること等でありま。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(上田哲君) 質疑省略の点につきましては、先刻の理事会において決定を見ておりますが、小笠原委員から発言を求められておりますので、委員会においてこれを許します。小笠原君。

○小笠原貞子君 いま、委員長からおっしゃいましたように、理事会では、質疑抜きで採決ということが決定いたしました。しかし、私といたしましては、共産党といたしましては、討論をすべきである、質疑をすべきである、こう考えております。(おかし、おかし)と呼ぶ者あり)

その理由は、まず国会というのは審議の場であり、そしてこの前、当委員会においても、十五日、二十二日、そして国会の最終日の二十五日に至っては午前零時過ぎまで、この委員会は審議をする場として設けられていたわけでございます。ところが、開会されて、まだ十日の会期末までには二日間の会期がございます。だから、私は討論をすべきだと思っております。(この前はわしに審議すると言ったじゃないか。審議に反対だと

言ったのに、きょうは、都合のいいときにはやろうというのはどういうことなんだ。それはおかしいじゃないか」「おかしい、おかしい」その他発言する者多し)

○委員長(上田哲君) 御静粛に願います。

○小笠原貞子君 そして、いままでにおいても質疑を十分にすべきであるという点については、皆さん各党が一致して質疑をすべきだということにまともな御意見を述べました。また会期はあした、あさってでございます。だから、討論、質疑をすべきだというのが第一の問題点です。

それから、第二の問題点は、この健康保険法が本委員会にかけられてから、各党が十分な質疑をしたと言つて、持ち時間が出されました。しかし、十五日と二十二日という二日では、私は十時間を提案いたしましたけれども、わずかに一時間三十分の時間しか与えられませんでした。そして、各党もたくさん時間を残されております。そして、その残された時間については、まだまだ十分に審議がされていない。この法案については、数々の問題点があるということが確認されているわけです。

そこで、問題点が残されているならば、本委員会としては、この前まで皆さんが一致されていたように、会期の最終日まで審議を尽くすべきであるというのには当然の意見だと私は思います。(「長過ぎる」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○委員長(上田哲君) 御静粛に願います。

発言は、簡潔に。
○小笠原貞子君 そして、先ほど理事会で私がこの意見を申し上げましたときに、各党、共産党を除きます五党が、幹事長・書記長会談においてきょうはこういふふうには決まっているんだから、この積み上げの上で立つて、質疑もしない、討論もしないというふうには言われました。私は、これについても一言申し上げたいと思います。

二十五日に廃案になりました。廃案ということには国会の意思でございます。そして、きょうもたくさん皆さんの傍聴が来て……もう一分で済みます。

——ということが理由になって、この場では質疑をしないということを行われていたわけですから、二十五日に廃案されたということは、まずその意思として廃案になったわけですから、そして、その廃案になったものをまたたご同様な内容でここに持ち出してきて、各党合意という点があるかもしれないけれども、国会の入口で出口まで決めてしまおうというふうな各党の書記長・幹事長会談というのは、これは少し行き過ぎではないか。

私といたしましては、この委員会ではやはり廃案になったのはなぜか。全国のたくさん国民が、そして特に労働者階級が、二波にわたってストライキをやリ、そして廃案をしたという立場から考へるならば、そして特にこの不況、インフレーション、生活の困難の中でこの値上げが国民生活をどう圧迫するか、そして、まず医療保険、健康保険、たくさん政府としてしなければならぬ問題があるにもかかわらず、それが十分になされないで財政対策として出されている。しかし、この財政対策としても、破綻はきまわっている。こういう問題に関して言えば、審議の場である国会、そしていままで審議を尊重してきた当社会労働委員会として、そしてまた十分の質疑が、問題が残されているという段階であれば、二日の残された会期をやはり有効に質疑すべきであると、こういう理由から、質疑することを提案いたします。

○佐々木満君 議事進行。当社会労働委員会は、いつも理事会で十分議事日程の御相談をいたさし、その決定に基づいて運営されておることは御承知のとおりであります。きょうの委員会の持ち方につきましても、先ほど長時間をかけて各理事から十分の意見の開陳がなされました。さらに、上田委員長の特別なお計らいのもとに、理事ではございませぬけれども、オブザーバーとして御出席をいただいております各党各派の代表の方々からも十分の御意見が開陳されました。それらを踏まえて、正式な理事会できょうの運営が決められたわけでございます。したがって、小笠原先

生からのせつ々の御提案でございますけれども、もし理事会の決定に反する運営が行われますと、委員会の混乱が予想されるわけでありまして、どうか委員長におかれましては、正式な理事会の決定に従つてきつちりと議事運営をしていただきますようお願いを申し上げます。思います。(「そうだ」「よし」「そのとおり、理事会のとおり。」と呼ぶ者あり)

○委員長(上田哲君) ちょっと御静粛にお願いいたします。

委員長としては、まことに苦慮いたしますが、問題を分けていかなければならないと思つて、第一に、議事規則にのっとる正確な委員会の運営でございます。国会法上認められております正規の機関は理事会であり、委員会であり、本会議であります。理事会は委員会運営の権能を有しておりますけれども、理事会の決定は委員会の決定の上には立ちません。したがって、委員会でどのような御決定をなされようと、理事会の決定を覆すことは不可能であります。したがって、私は理事会の決定のみをもってこれを運営したいと思つておりますが、理事会には各派の御出席を常時いただきまして、十二分に御議論をいたさしたところでありまして、同じ議論を繰り返す場として委員会を御活用なさることは改めていたさきつ、ひとつ各派は単純に理事会の決定であるいは委員会の発言権ということではなく、今日こまでの経過が存在するわけでありまして、その上で十二分に御議論をいたさし、理を尽くして、一定の結論にお導きいただきたいことをお願いをいたします。

各派の御発言を求めます。
○浜本方三君 社会党といたしましては、先ほど理事会で申し上げましたように、まず第一に健康保険の審議につきましては、社会党の質問要求時間を満たしてございませぬので、審議が尽くされたとは言えないと思つております。しかし、先ほど申しましたように、大幅な修正ということも新たな条件として生まれました。その修正案に対する

質問をするということになりました。なかなかこれは問題があるように思つております。したがって、後刻決定されます医療問題等の小委員会におきまして、抜本改正の問題等につきましては時間をかけて慎重に審議して、国民医療の全体の問題について十分なる結論を導き出すように努力をいたしたい、そういうふうな考えをおるわけでございます。と申しますのは、今回のそういう条件の中で質疑をしないで採決をするという意見を出しましたのは、結局、衆議院段階におきまして各党の、これは五党でございますが、各党のそれぞれのレベルにおいて政治会談をし、一定の解決方法についての決着がつけられたわけですから、私も社会党といたしましては、その決定に従つて議了すると、こういう方針を持っております。

以上のような理由から、質疑を省略いたしました直ちに採決をするという御意見に賛成をいたします。
○小平芳平君 公明党といたしても、この健保改正案についての質疑が全く不十分であるということについては同意見であります。特に、すでに発言した委員も、何十分という質問をなされた委員もおられますが、全くまだ発言もしてない、そういう委員も多数いらっしゃると思つております。したがって、十分な質疑を続けるべきだと、これは大原則と考えます。(「それなら質疑すればいいじゃないか」「いいんだ、いいんだよ」と呼ぶ者あり)

○委員長(上田哲君) 御静粛に願います。
○小平芳平君 それでは、ここで質疑に入るかといふと、この前の二十五日の段階では、健康保険を議題にするかどうかで延々長時間の理事会をやつたでございませぬか。そこから始めて、この三日間で一体どれだけ議論が進むことができるかどうか。特に、財政対策につきましても、果たして衆議院における修正、それに対して政府に質問をして、厚生省は何をどう答弁したらいいかというふうなことで、結局、不十分な審議に終わらざるを得ない。こういう段階において

は、いまここで質問をやっても、結局、中途半端にならざるを得ない。したがって、今日の段階では質疑を省略することに賛成をいたします。

○柄谷道一君 民社党としましては、前八十二臨時国会以来一貫いたしまして、医療抜本改正に対するスケジュールとその段取りを明らかにすべきである。これは前厚生大臣から示されました。よって、今後の抜本改正につきましては、政府提案を待つことなく、当委員会に小委員会を設け、継続して検討すべきである。と同時に、修正の内容について問題を提起してまいりました。小委員会には、追って理事会決定で設置されることとなりましたし、修正内容につきましては与野党五党間の合意が成り立ったわけでございます。

以上の経緯を踏まえまして、われわれといたしましては、採決を直ちに進行することに異議はございません。

○下村泰君 二院クラブといたしましては、浜本理事の意見に賛成でございます。

○委員長(上田哲君) 自民党委員でございますか。——皆さん方の御意見はおおむね尽くされたものと判断をいたします。

私は今日まで、前臨時国会を含めまして、理事会及び理事懇談会、つまり全会派の御出席をいただく会議の中で、円満な委員会の運営を旨としてまいりましたし、そのことにつきましては、全会一致の運営をことごとく尽くしてきたことと確認をいたしております。

この際、明らかにしておきたいと思っておりますが、前臨時国会の終了後、公開の討論会の中で、本委員会の運営について委員会外から御発言の向きがあったと報告されております。この際、事実を確認をしておきます。二十五日、本委員会は与党側の出席を得ないまま、一刻の遅滞もなく十一月二十五日二十四時までこの席に十名の委員が在席をし、審議の促進に努めたのであります。活字にはなりませんけれども速記をとりまして、出席者の確認と私どもの審議促進の意思は記録にとどめておるところであります。私どもがある会派からの

要求にもかかわらず、審議再開に応じなかったというがごときは、全く事実と反する指摘でありますので、この際、御確認をいただいております。思いいます。

このような努力の中で、いわゆる離職者法案につきましては、本委員会の質疑は完全に終了し、本会議にかけ修正の上、衆議院に回付した経過がございますが、健保法案に関しましては、その質疑者の数、また質疑者によって予定された部分と質疑時間につきましては、質疑を終了した部分に比べてはるかに残余の部分が多いことも事実であります。このことについては、私どもは今臨時国会の残された三日間の会期中では、健康保険法に関して十分な質疑を終了し得ないものとの判断は、全会派の一致される所と確認をいたします。したがって、もう一遍確認をいたしますが、私どもは、あらゆる場合に審議を延引させるとき態度をとってまいりませんでしたが、いま与えられている会期中では、どのように努力いたしましたとしても質疑を終了することは不可能である以上、今日、この段階で採決に至ることは、審議の結果でなくまさに政治的な判断以外にはございせん。このような政治判断は、各党派の責任者におきます会議の中で決定をされておる経過がございます。正規に私どもはそれを委員会において取り上げる手順ではありませんが、その経過はそれぞれの所属する党派において各委員が確認されての御出席であり、現実の問題として、本委員会において選択の幅はございません。もちろん、法案の処理に当たり、仄聞する限りであります。もし党利党略から性格の相反する離職、健保の二つの法案を絡め合せて健保の成立を果たせうとするがごときことがあれば、断じて許さるべきことではございません。また、委員長といたしましても、十分に質疑が終了してないという段階の実態に立って、修正部分を含めて健康保険法につきましては、その内容に大きく問題が残っていると考へざるを得ません。しかし、先ほど来申し述べたおるような経過に従うならば、本委員会の

運営とあわせて、本会議の運営に責任を有する委員会としては、はなはだ残念ながら、特に前国会の経緯からまことに残念ながら、今や一定の結論に至るべき時期にあると判断せざるを得ません。いま申し上げたような経過と、そして不満部分を十分に確認をした上は、むしろ形式的、名目的な審議に入ることなく、このまま採決すべきことが今日のとり得る措置ではないかと思慮いたします。この点は、先ほどの理事会で各会派の代表を含めて十分な議論の上、結論に至っております。ここにさまざまな御意見を改めて伺いましたので、委員会の所定の手続に従いまして、先ほどの理事会の御決定を御確認いただければ、その方向に向かって処理を図りたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(上田哲君) 御決定をいただけたものと認めまして、そのように取り計らいたいと思っております。

これより採決に入ります。——採決に入ることにも、もう一遍申し上げますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(上田哲君) 採決に入ります。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(上田哲君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、佐々木君から発言を求められておりますので、これを許します。佐々木君。

○佐々木満君 私は、ただいま可決されました健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、速やかに次の事項について実現に努力すべきである。

- 一、給付及び負担の公平化を図るため、保険者間の財政調整を行うものとするが、当面、健康保険組合間の財政調整を行うこと。
 - 二、本人、家族の給付率の均一化、出産の保険給付問題を含め、給付の改善を図ること。
 - 三、保険料負担、患者一部負担を含めた負担の合理化、低所得者への軽減措置、差額ベッド、付添料等のいわゆる保険外負担の改善を図るとともに、国庫負担のあり方、保険料の労使負担割合について検討すること。
 - 四、暫定措置としての特別保険料については、健康保険制度の抜本的改善を進め、その徴収を可能な限り短期間とすること。
 - 五、診療報酬の技術料を重視するとともに、そのあり方、指導監査について検討すること。
 - 六、薬価基準の引下げを行うとともに、実勢価格に見合う算出方法を考慮すること。
 - 七、高額療養費については、差し当たり自己負担限度額をすべし置くこと。
 - 八、老人保健医療制度の創設の準備に直ちに着手するとともに、公費負担医療のあり方、退職者医療の再検討を引き続き行うこと。
 - 九、救急医療の拡充、地域医療対策、医療従事者の養成と待遇改善を推進し、医療資源の開発、医療供給体制の整備を図ること。
 - 十、医薬分業を進めるとともに、医薬品の安全対策を確立し、薬害救済制度の創設につき検討すること。
 - 十一、傷病手当金の支給期間について医学医師の進歩に即応し、常に検討を加えること。
 - 十二、国民の健康を守り、その福祉を向上していくための疾病の予防、治療、リハビリテーションを通じて一貫した健康管理体制を確立すること。
- 右決議する。

以上でございます。よろしくお願ひします。
○委員長(上田哲君) ただいま佐々木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田哲君) 多数と認めます。よつて、佐々木君提出の附帯決議案は、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小沢厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小沢厚生大臣。

○國務大臣(小沢厚生男君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(上田哲君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

厚生大臣、非常に委員長としては残念ですが、よくやつて下さい。

○委員長(上田哲君) 次に、小委員会の設置に関する件を議題といたします。

社会保障制度等に関する調査の一環として、医療保険制度に関する小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認めます。

つきましては、小委員の数及び小委員並びに小委員長の選任につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認めます。

小委員及び小委員長は後日指名し、公報をもって御通知いたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任及びその補欠選任並びに小委員会からの参考人の出席要求がありました場合の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(上田哲君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、これら二件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田哲君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後三時四十分散会

十二月七日日本委員会に左の案件を付託された。
〔予備審査のための付託は同日〕

一、特定不況業種離職者臨時措置法案(衆)
一、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案(衆)

特定不況業種離職者臨時措置法案 特定不況業種離職者臨時措置法

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 失業の予防(第五条)
- 第三章 職業紹介等に関する計画及び再就職援助等に関する計画(第六条—第八条)
- 第四章 特定不況業種離職者に対する特別措置(第九条—第十九条)
- 第五章 雑則(第二十條—第二十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況業種に係る事業分野において一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて特定不況業種離職者等の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定不況業種」とは、我が国における経済基調の変化、国際経済環境の変化、長期にわたる不況等の経済的事情により、その製品又は役務の供給能力が著しく過剰となつており、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれ、このため、法令に基づき行為又は国の施策に基づき事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止(以下「事業規模の縮小等」という。)がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生し、又は発生するおそれがあると認められる業種で、当該離職者に関しこの法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定するものをいう。

2 前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、労働大臣は、あらかじめ、当該業種に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聴かなければならない。

3 この法律において「特定不況業種事業主」とは、特定不況業種に属する事業を行う事業主(当該事業主から特定不況業種に属する事業に関し委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う事業主であつて労働省令で定めるものを含む。)をいう。

4 この法律において「特定不況業種離職者」とは、特定不況業種事業主が実施する当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(第十九条を除き、船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六條第一項に規定する船員とならうとする者を除く。)をいう。

(事業主等の責務)

第三条 特定不況業種事業主は、その雇用する労働者について、配置転換、教育訓練又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十一条の二第一項若しくは第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等の実施その他の必要な措置を講ずることにより、失業の予防に努めるとともに、離職を余儀なくされた場合における再就職の促進を図るため、公共職業安定所と協力して、求人の開拓その他再就職の援助に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定不況業種事業主及びその団体は、当該特定不況業種事業主の雇用する労働者の雇用の安定に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴う労働者の失業を予防するため、事業主に対する必要な援助の措置を講ずるよう努めるとともに、特定不況業種離職者の再就職の促進に必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するとともに、特定不況業種離職者の再就職の促進

に努めなければならない。

第二章 失業の予防

第五條 第七條第一項に規定する再就職援助等に関する計画について同条第三項(第八條において準用する場合を含む)の規定により公共職業安定所長の認定を受けた特定不況業種事業主が雇用保険法第六十一條の二第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等を実施する場合には、政府は、同条の規定により同条同項の雇用安定事業を行うものとする。

第三章 職業紹介等に関する計画及び再就職援助等に関する計画

第六條 労働大臣は、労働省令で定める特定不況業種の区分ごとに、次項の資料を勘案して、特定不況業種離職者の再就職を促進するため、職業紹介等に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 労働大臣は、前項の計画を作成するに当たっては、特定不況業種に係る事業者団体に対し、労働省令で定めるところにより、当該特定不況業種における労働力の需給見通しに関する資料の提出を求めるものとする。

(再就職援助等に関する計画)

第七條 特定不況業種事業主であつて、当該特定不況業種に係る一の事業所において相当数の労働者について離職及びその他の影響を生ずることとなる労働省令で定める事業規模の縮小等を行おうとするものは、労働省令で定めるところにより、離職者の再就職の援助その他当該労働者の雇用の安定に関する計画(以下「再就職援助等に関する計画」という)を作成しなければならない。

2 前項の事業主は、再就職援助等に関する計画の作成に当たっては、当該事業所において、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければなら

ない。次項の規定により認定を受けた当該計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 第一項の事業主は、再就職援助等に関する計画を作成したときは、労働省令で定めるところにより、当該事業主が実施する事業規模の縮小等に関する資料を添えて、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該認定を受けた計画を変更したときも、同様とする。

4 前項の場合において、公共職業安定所長は、再就職援助等に関する計画で定める措置の内容が不適当であると認めるときは、当該計画に係る事業主に対し、その内容の変更を求めることができる。この場合においては、当該事業主がその求めに応じなかつたときは、公共職業安定所長は、同項の認定を行わないことができる。

5 第一項から前項までの規定は、特定不況業種事業主が、当該特定不況業種に係る一の事業所において、一箇月の期間内に、三十人以上の離職者を生ずることとなる事業規模の縮小等を行おうとする場合について準用する。この場合において、第三項中「労働省令で定めるところにより」とあるのは、「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合にあつては、当該離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に、労働省令で定めるところにより」と読み替へるものとする。

6 前項において準用する第三項の認定の申請をした特定不況業種事業主は、雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)の規定の適用については、同法第二十一条第一項の離職に係る届出をしたものとみなす。

7 第二条第一項の政令が制定され、又は改正されたことにより新たに特定不況業種が指定された場合において、当該新たに特定不況業種に属することとなつた事業に係る特定不況業種事業主が当該新たに指定された日から起算して一箇月内に第五項に規定する事業規模の縮小等を行おうとするときは、同項の規定の適用について

は、同項後段中「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合にあつては、当該離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に」とあるのは、「その離職者の生ずる日前に遅滞なく」とする。

第八條 特定不況業種事業主のうち、前条第一項及び第五項の事業主以外の事業主であつて、当該特定不況業種に係る事業所において事業規模の縮小等を行おうとするものは、労働省令で定めるところにより、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を求めることができる。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第四章 特定不況業種離職者に対する特別措置

(職業訓練)

第九條 労働大臣は、特定不況業種離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施に關し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等について特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る専修職業訓練校における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九条の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

(特定不況業種離職者求職手帳)

第十條 公共職業安定所長は、特定不況業種離職者で次の各号に該当すると認定したものに對し、その者の申請に基づき、特定不況業種離職者求職手帳(以下「求職手帳」という)を發給する。

一 当該離職が第七條第三項(同条第五項及び第八條において準用する場合を含む)次号及び次項において同じ)の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に含まれていないものであること。
二 第七條第三項の規定により認定を受けた再

就職援助等に関する計画に係る事業主に当該離職の日まで一年以上引き続き雇用されていたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。
四 当該離職の日以後において新たに安定した職業に就いたことがないこと。

2 公共職業安定所長は、やむを得ない理由により特定不況業種事業主が再就職援助等に関する計画について第七條第三項の規定による認定を受けることができなかったと認めるときは、当該離職の日まで一年以上引き続き当該特定不況業種事業主に雇用されており、かつ、前項第三号及び第四号に該当すると認定した特定不況業種離職者に対して、その者の申請に基づき、求職手帳を發給することができる。

3 求職手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

4 求職手帳は、公共職業安定所長が、当該求職手帳の發給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。
一 労働の意思又は能力を有しなくなつたとき。

二 新たに安定した職業に就いたとき。
三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。
四 偽りその他不正の行為により、第十三條第一項又は第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

5 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨をその者に通知する。
6 第一項から前項までに定めるもののほか、求職手帳の發給の申請、發給、返納その他求職手帳に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導)

第十一條 公共職業安定所長は、求職手帳の發給を受けた者(以下「手帳所持者」という)に對し、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という)を行うものとする。

る。

2 公共職業安定所長は、手帳所持者に対し、公共職業訓練施設を行う職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長が指定した日に公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいづれかの理由により公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、この限りでない。
一 疾病又は負傷
二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接

三 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設を行う職業訓練の受講
四 天災その他やむを得ない理由
五 その他労働省令で定める理由
(就職促進指導官)

第十二条 就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。
(給付金の支給等)

第十三条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設を行う職業訓練を受けるために待期している間についての訓練待期手当又は手帳所持者の再就職の促進を図るための就職促進手当
二 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費
三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための住所又は居所の変更を要する費用に充てるための移転費

四 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつた

第七部

社会労働委員会會議録第一号 昭和五十一年十二月八日【參議院】

て、政令で定めるもの

2 都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。
一 公共職業訓練施設を行う職業訓練又は作業環境に適應させる訓練を受けることを容易にするための訓練手当
二 手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を行うことを促進するための職場適応訓練費

3 国は、労働大臣が定める基準に従い、都道府県に對し、前項第一号に掲げる訓練手当に要する費用の三分の二を、同項第二号に掲げる職場適応訓練費に要する費用の二分の一を、それぞれ負担する。

4 第一項及び第二項の規定による給付金の支給に關し必要な基準は、労働省令で定める。
(給付金の支給を受ける権利の譲渡等の禁止)

第十四条 前条第一項又は第二項の給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができなない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押さえる場合は、この限りでない。
(公課の禁止)

第十五条 租税その他の公課は、第十三条第一項及び第二項の給付金(事業主に對して支給するものを除く)を標準として課することができる。
(宿舍の確保のための配慮)

第十六条 国は、手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするため、宿舍の貸与その他宿舍の確保に關し特別な配慮をするものとする。
(雇用機会の増大のための措置)

第十七条 国は、手帳所持者の雇用に促進するた

め、手帳所持者を継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に對する助成金の支給その他新規の雇用部門の開拓等雇用機会の増大を図るために必要な措置を講ずるものとする。
(雇用保険法の特例)

第十八条 手帳所持者であつて雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者であるものうち、公共職業安定所長が次の各号に該当すると認められたものであり、かつ、同法第二十二條第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第二十三條第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ)を超える基本手当の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日(雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定により訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれらの給付が終る日)までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行う必要があると認められる者
二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、第十一条第二項の規定による公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就職指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び雇用保険法第二十三條第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の同

法同条第二項に規定する支給期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する雇用保険法の規定の適用については、同法第二十八条第一項中「全国延長給付、個別延長給付」とあるのは、「全国延長給付、個別延長給付(特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第 号)第十八條第一項の規定によるものを含む。以下同じ)」とする。
(船員保険法の特例)

第十九条 手帳所持者(特定不況業種離職者で、海運局(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三條ノ四第一項に規定する海運局をいう。以下この項において同じ)の長が、第十条第一項各号に該当すると認定した者及び同条第二項に規定する者に相当する者であると認定した者を含む。附則第二項において同じ)であつて、同法第三十三條ノ三第一項の規定に該当するものうち、公共職業安定所(同法第三十三條ノ四第一項に規定する公共職業安定所をいう。以下この項において同じ)又は海運局(以下この項において「公共職業安定所等」と総称する)の長が、次の各号に該当すると認められたものであり、かつ、同法第三十三條ノ十二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第三十三條ノ十二ノ二第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ)を超える失業保険金の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて失業保険金を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の失業保険金の支給を受け終わる日(船員保険法第三十

三条ノ十三から第三十三條ノ十三ノ三までの規定により職業補導延長給付又は全国延長給付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれらの給付が終る日)までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行う必要があると認められる者

二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所等に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所等の紹介する職業に就くこと、第十一条第二項の規定による公共職業安定所の長の指示した公共職業訓練等を受けること、同条第三項の規定による就職指導を受けること又は海運局の長の指示した職業の補導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び船員保険法第三十三條ノ十二ノ二第一項の規定による失業保険金の支給を受けることができる者の同法同条第二項に規定する支給を受ける期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する船員保険法の規定の適用については、同法第三十三條ノ十三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補導延長給付」とあるのは、「個別延長給付(特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九號)第十九條第一項ノ規定ニ依ルモノヲ含ム以下同ジ)及職業補導延長給付」とする。

第五章 雑則

第二十条 雑則

(公共事業についての配慮等)
第二十条 労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業(国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう)を計画実施する国の機関又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む)に対し、特定不況業種離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。

2 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八號)第二十二條の規定の適用については、同条中「中高年齢失業者等」とあるのは「中高年齢失業者等(特定不況業種離職者臨時措置法に定める特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けた者を含む)」と、同条第一項中「特定地域における」とあるのは「特定地域又は指定地域(特定地域以外の地域であつて、特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九號)に定める特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けた者及び中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域として労働大臣が指定するものをいう)における」と、「当該特定地域」とあるのは「当該特定地域又は当該指定地域」とする。

第二十一条 中央職業安定審議会に、特定不況業種離職者等に関して講ずる再就職の促進等の措置についての専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置く。
2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、労働省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。
(この法律の失効)
2 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者に関しては、第四章の規定は、なおその効力を有する。
(経過措置)

3 この法律の施行の日(以下次項までにおいて「施行日」という)において特定不況業種事業主に該当することとなつた事業主が施行日前に実施した当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い、昭和五十二年十二月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者は、この法律の規定の適用については、特定

不況業種離職者とみなす。この場合において第五項及び第八條において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画」とあり、同項第二号中「第七條第三項の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画」とあり、同項第四項の規定により確認を受けた同項の報告書」と、同条第二項中「再就職援助等に関する計画については第七條第三項の規定による認定」とあるのは、「附則第四項の報告書について同項の規定による確認」とする。

4 前項の規定により特定不況業種離職者とみなされた者に係る特定不況業種事業主は、施行日から起算して一箇月以内に、労働省令で定めるところにより、当該事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該離職者に係る報告書を公共職業安定所長に提出し、その確認を求めらるること(労働省設置法の一部改正)
5 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二號)の一部を次のように改正する。
第十条第一項第八号中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九號)(第九條の規定を除く。)」に改める。
第十条の二第六号中「及び港湾労働者」を、「港湾労働者及び特定不況業種離職者」に改める。
第十八條第一項中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(これに基づく命令を含む)」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(これに基づく命令を含む)及び特定不況業種離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)」に改める。
6 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九號)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十號の九の次に次の一号を加える。

二十の十 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九號)

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約四百十億円の見込みである。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案

(目的)
第一条 この法律は、漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて漁業離職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「特定漁業」とは、我が国の漁業者が行う漁業について操業区域、漁獲量等に関し国際協定等により規制が強化されたことに対処するため、緊急に漁船の隻数を縮減することを余儀なくされ、これに伴い一時に相当数の離職者が発生するものとして政令で定める業種に係る漁業をいう。

2 この法律において「漁業離職者」とは、特定漁業に従事していた者であつて、前項に規定する国際協定等に対処するために漁業者が実施する漁船の隻数の縮減(以下「減船」という)に伴い離職を余儀なくされたもののうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいう。

3 この法律の施行の日(以下次項までにおいて「施行日」という)において特定不況業種事業主に該当することとなつた事業主が施行日前に実施した当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い、昭和五十二年十二月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者は、この法律の規定の適用については、特定

不況業種離職者とみなす。この場合において第五項及び第八條において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画」とあり、同項第二号中「第七條第三項の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画」とあり、同項第四項の規定により確認を受けた同項の報告書」と、同条第二項中「再就職援助等に関する計画については第七條第三項の規定による認定」とあるのは、「附則第四項の報告書について同項の規定による確認」とする。

4 前項の規定により特定不況業種離職者とみなされた者に係る特定不況業種事業主は、施行日から起算して一箇月以内に、労働省令で定めるところにより、当該事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該離職者に係る報告書を公共職業安定所長に提出し、その確認を求めらるること(労働省設置法の一部改正)
5 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二號)の一部を次のように改正する。
第十条第一項第八号中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九號)(第九條の規定を除く。)」に改める。
第十条の二第六号中「及び港湾労働者」を、「港湾労働者及び特定不況業種離職者」に改める。
第十八條第一項中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(これに基づく命令を含む)」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(これに基づく命令を含む)及び特定不況業種離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)」に改める。
6 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九號)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十號の九の次に次の一号を加える。

（職業訓練）

第三条 労働大臣は、漁業離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施に關し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等について特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る専修職業訓練校における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十九条の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

（漁業離職者求職手帳）
第四条 公共職業安定所長は、漁業離職者で次の各号に該当すると認定したものに對し、その者の申請に基づき、漁業離職者求職手帳（以下「手帳」という。）を發給する。

一 当該離職の日が、当該減船の必要が生じた日として当該特定漁業ごとに労働省令で定める日から、当該減船が実施された日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間（その期間内に離職しなかつたことについて特別の事情があると公共職業安定所長が認めたとときは、その事情がやんだ日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間）にあること。

二 当該離職の日まで一年以上引き続き当該減船に係る漁業者の行う特定漁業に従事していたこと又はこれに相当するものとして労働省令で定める状態にあつたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。
四 当該離職の日以後において安定した職業に就いたことがないこと。

2 前項第一号の労働省令の制定又は改正に当たつては、労働大臣は、農林大臣の意見を聴かなければならない。
3 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。
4 手帳は、公共職業安定所長が、当該手帳の發

給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。
一 労働の意思又は能力を有しなくなつたとき。

二 新たに安定した職業に就いたとき。
三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。

四 偽りその他不正の行為により、第七条第一項又は第二項の給付金（事業主に対して支給するものを除く）の支給を受け、又は受けようとしたとき。
5 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨をその者に通知する。

6 第一項及び第三項から前項までに定めるもののほか、手帳の發給の申請、發給、返納その他手帳に關し必要な事項は、労働省令で定める。
（就職指導）

第五条 公共職業安定所長は、手帳の發給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に對し、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（以下「就職指導」という。）を行うものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳所持者に對し、公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。
3 手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長が指定した日に公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいづれかの理由により公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、この限りでない。

一 疾病又は負傷
二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接
三 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行う職業訓練の受講
四 天災その他やむを得ない理由
五 その他労働省令で定める理由
（就職促進指導官）

第六条 就職指導は、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。
（給付金の支給等）

第七条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行う職業訓練を受けるために待期している間についての訓練待期手当又は手帳所持者の再就職の促進を図るための就職促進手当
二 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費
三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための住所又は居所の変更を要する費用に充てるための移転費
四 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業訓練施設の行う職業訓練又は作業環境に適應させる訓練を受けることを容易にするための訓練手当
二 手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を行うことを促進するための職場適応訓練費
3 国は、労働大臣が定める基準に従い、都道府県に對し、前項第一号に掲げる訓練手当に要する費用の三分の二を、同項第二号に掲げる職場適応訓練費に要する費用の二分の一を、それぞれ負担する。

4 第一項及び第二項の規定による給付金の支給に關し必要な基準は、労働省令で定める。

（給付金の支給を受ける権利の譲渡等の禁止）

第八条 前条第一項又は第二項の給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。
（公課の禁止）

第九条 租税その他の公課は、第七条第一項及び第二項の給付金（事業主に対して支給するものを除く。）を標準として課することができない。
（公共事業についての配慮）

第十条 労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業（国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。）を計画実施する国の機関又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。）に對し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。
（船員とならうとする者に関する特例等）

第十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第六条第一項に規定する船員とならうとする漁業離職者に關しては、第三条から第九条までの規定（第四条第一項（第一号及び第二号を除く。）を除く。）中「労働大臣」とあるのは「運輸局長」と、「公共職業安定所長」とあるのは「海運局長」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、「公共職業訓練施設」とあるのは「職業訓練」と、「公共職業安定所」とあるのは「海運局」と、第四条第一項（第一号を除く。）中「公共職業安定所長」とあるのは「海運局長（運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）第三十九条の海運局長をいう。以下同じ。）」と、第七条第一項（第一号中「広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費」とあるのは「手帳所持者の知

識及び技能の習得を容易にするための技能習得手当とする。

2 前項に規定する漁業離職者に関しては、第三条第二項、第六条、第七条第二項及び第三項並びに前条の規定は、適用しない。

3 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第十三条第一項中「他の法令」とあるのは、「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第号)及びその他の法令」とする。

(船員保険法の特例)

第十二条 手帳所持者であつて船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三条ノ三第一項の規定に該当するものうち、公共職業安定所(同法第三十三条ノ四第一項に規定する公共職業安定所をいう。)又は海運局(同法第三十三条ノ四第一項に規定する海運局をいう。)(以下この項において「公共職業安定所等」と総称する。)の長が次の各号に該当すると認められたものであり、かつ、同法第三十三条ノ十二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第三十三条ノ十二第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。)を超える失業保険金の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて失業保険金を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

に再就職のために援助を行う必要があると認められる者

2 前項及び船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第一項の規定による失業保険金の支給を受けることができる者の同法同条第二項に規定する支給を受ける期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する船員保険法の規定の適用については、同法第三十三条ノ十三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補導延長給付」とあるのは、「個別延長給付(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第号)第十二条第一項ノ規定ニ依ルモノヲ含ム以下同ジ)及職業補導延長給付」とする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者に関しては、なおその効力を有する。

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九号)第三條の規定を除く。に改める。

4 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

本案施行に要する経費

第三條第一項の表中	第三六級	三三〇、〇〇〇円以上
	第三六級	三〇〇、〇〇〇円以上
	第三七級	二七〇、〇〇〇円以上
	第三八級	二四〇、〇〇〇円以上
	第三九級	二一〇、〇〇〇円以上

改める。

本案施行に要する経費としては、約七十五億円の見込みである。

十二月八日日本委員会に左の案件を付託された。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

「比百円」に改め、同項第二号中「六十円」を「二百円」に、「三十円」を「百円」に改める。

第二條 本法ニ依ル健康保険制度ニ付テハ其ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第 号）ノ施行後三年ヲ日迄トシテ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第三條 政府ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第四條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第五條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第六條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第七條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第八條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第九條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第十條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第十一條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第十二條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第十三條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第十四條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第十五條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第十六條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第十七條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第十八條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第十九條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第二十條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ニ檢討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルベトス

第二十八條ノ第三項中「二百円」を「七百円」に改める。

第二十九條ノ第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

船舶所有者ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ関シテハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ其ノ者ガ第二十八條ノ三若ハ第二十八條ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ交付シ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前条ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担スベシ

（国民健康保険法の一部改正）

第二條 国民健康保険法昭和三十二年法律第九十二号ノ一部を次のように改正する。

第七十三條ノ次に一項を加える。

2 国は、前項の補助をする場合において、政令の定めるところにより、組合の財政力等を勘案して、その補助の額が療養の給付及び療養費の支給に要する費用の額の百分の四十に相当する額に達するまでの範囲内において、同項の補助の額を増額することができる。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。ただし、第三條の規定及び附則第三條の規定は、同年四月一日から施行する。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二條 昭和五十三年一月一日前に健康保険の被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、昭和五十三年十二月の標準報酬月額が三十二万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が三十三万円未満である者を除く。）の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎

となつた報酬月額をこの法律による改正後の同法第三條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、昭和五十三年一月一日から同年九月三十日までの標準報酬とする。

3 この法律の施行の日において現に病院又は診療所に收容されている者が当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により同日以後引き続き病院又は診療所に收容されている場合における一部負担金については、この法律による改正後の健康保険法第四十三條ノ八第一項第二号（同法第四十三條ノ十六第二項において例による場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の健康保険法第四十七條に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 昭和五十三年四月一日前に行われた療養の給付及び同日前に行われた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国民健康保険組合に対する国の補助については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三條 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十六條第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四條 この法律の施行の日前に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十六條第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第五條 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。
第四十四条第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。
(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第六七条 この法律の施行の日前に前条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第四十四条第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。
(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第七八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。
第六十八条第三項中「六月間」を「一年六月間」に改める。
(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八九条 この法律の施行の日前に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十八条第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

○第八十二回国会社会労働委員会会議録正誤
第二号中正誤
第三号中正誤
第六号中正誤
第七号中正誤
第八号中正誤
第九号中正誤

第四段 行	誤	第四段 行	正
一から六	投入	一から六	健康常人
二	健康常人	二	健康常人
三	健康常人	三	健康常人
四	健康常人	四	健康常人
五	健康常人	五	健康常人
六	健康常人	六	健康常人

第五段 行	誤	第五段 行	正
一から二	お考	一から二	お考え
三	お考	三	お考え
四	お考	四	お考え
五	お考	五	お考え
六	お考	六	お考え

第六段 行	誤	第六段 行	正
一	移動手当	一	移動手当
二	移動手当	二	移動手当
三	移動手当	三	移動手当
四	移動手当	四	移動手当
五	移動手当	五	移動手当
六	移動手当	六	移動手当

第七段 行	誤	第七段 行	正
一から六	健康常人	一から六	健康常人
二	健康常人	二	健康常人
三	健康常人	三	健康常人
四	健康常人	四	健康常人
五	健康常人	五	健康常人
六	健康常人	六	健康常人

第四号中正誤	誤	第四号中正誤	正
一から二	適用	一から二	適用
三	適用	三	適用
四	適用	四	適用
五	適用	五	適用
六	適用	六	適用

第五号中正誤	誤	第五号中正誤	正
一から六	三十年代	一から六	三十年代
二	三十年代	二	三十年代
三	三十年代	三	三十年代
四	三十年代	四	三十年代
五	三十年代	五	三十年代
六	三十年代	六	三十年代

第六号中正誤	誤	第六号中正誤	正
一から二	再配置	一から二	再配置
三	再配置	三	再配置
四	再配置	四	再配置
五	再配置	五	再配置
六	再配置	六	再配置

第七号中正誤	誤	第七号中正誤	正
一	開かれ	一	開かれ
二	開かれ	二	開かれ
三	開かれ	三	開かれ
四	開かれ	四	開かれ
五	開かれ	五	開かれ
六	開かれ	六	開かれ

第八号中正誤	誤	第八号中正誤	正
一から二	腎炎、ネフローゼ	一から二	腎炎、ネフローゼ
三	腎炎、ネフローゼ	三	腎炎、ネフローゼ
四	腎炎、ネフローゼ	四	腎炎、ネフローゼ
五	腎炎、ネフローゼ	五	腎炎、ネフローゼ
六	腎炎、ネフローゼ	六	腎炎、ネフローゼ

第九号中正誤	誤	第九号中正誤	正
一	安恒 良一君	一	安恒 良一君
二	安恒 良一君	二	安恒 良一君
三	安恒 良一君	三	安恒 良一君
四	安恒 良一君	四	安恒 良一君
五	安恒 良一君	五	安恒 良一君
六	安恒 良一君	六	安恒 良一君

第十号中正誤	誤	第十号中正誤	正
一	安恒 良一君	一	安恒 良一君
二	安恒 良一君	二	安恒 良一君
三	安恒 良一君	三	安恒 良一君
四	安恒 良一君	四	安恒 良一君
五	安恒 良一君	五	安恒 良一君
六	安恒 良一君	六	安恒 良一君

昭和五十三年一月十日印刷

昭和五十三年一月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局